

# PPP/PFI の推進に資する提案について

## 【募集要領】

令和 8 年 8 月

内閣府 民間資金等活用事業推進室

## 1. 目的

本制度は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 6 条の規定に基づく民間事業者からの提案（以下「6 条提案」という。）の幅広い分野における活用を促進するため、民間事業者の有する公共サービスに関するアイデア、技術、サービス等の提案を全国から広く求め、PPP/PFI 投資促進タスクフォース（「PPP/PFI 投資促進タスクフォースの開催について」（令和 7 年 12 月 18 日付内閣官房長官決裁）。以下「タスクフォース」という。）における検討及び関係府省のネットワークの活用を通じて、当該民間事業者と提案に関心のある公共施設等の管理者等をつなげることを目的とする。

また、民間事業者のみならず、地方公共団体からも PPP/PFI の推進に資する制度改善に関する提案を併せて募集し、タスクフォースにおいて提案内容について検討を行い、必要に応じ PPP/PFI 推進アクションプランへの反映等を行うことにより、PPP/PFI の更なる推進を図ることを目的とする。

## 2. 募集する提案内容

### （1）民間事業者の有する公共サービスに関するアイデア、技術、サービス等の提案

公共施設等（PFI 法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）の設計、建設、運営又は維持管理に係るアイデア、技術、サービス等（スタートアップ企業の有する新技術やサービスを含む。）であって、PPP/PFI 事業における具体的な活用方法や事業スキームを伴い、公共サービスの維持向上又は効率化に資するとともに、具体的な案件形成への展開が見込まれるものとする。

なお、単なるアイデア、技術、サービス等の紹介にとどまるものではなく、PPP/PFI 事業における活用が想定される対象施設（施設の種別であって、個別施設を特定するものではない。）、導入方法及び効果等が具体的に示された提案とする。

### （2）PPP/PFI の推進に資する制度改善に関する提案

PPP/PFI の推進に資する制度、運用、手続等の見直しに関する提案（公共施設等運営事業の活用範囲の拡大を含む。）であって、現行制度の課題を踏まえ、その改善の方向性及び期待される効果が示されたものとする。

## 3. 提案を提出できる主体

本募集に提案を提出できる主体は、次のとおりとする。

### （1）民間事業者の有する公共サービスに関するアイデア、技術、サービス等の提案

6 条提案を行い事業への参画に向けた検討を行う意思がある民間事業者であって、公共施設等の設計、建設、運営又は維持管理に係るアイデア・技術・サービス等を提供できる者

### （2）PPP/PFI の推進に資する制度改善に関する提案

民間事業者、公共施設等の管理者等（PFI 法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）

なお、提案者（提案に関係する者を含む）又は提案内容が次に該当する場合、提案は受け付けないものとする。また、提案受付後に、次に該当する事実が判明した場合には、提案内容に関する審査及び協議等を中止するものとする。

- ・法令や公序良俗に反する場合
- ・政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- ・提案・計画内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の更生・再生手続き中の者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はこれらと密接な関係を有する者
- ・本制度の目的に照らして適当でないと認められる場合

#### 4. 募集期間

令和 8 年 8 月 20 日（木） ～ 令和 8 年 11 月 30 日（月）正午

なお、円滑な審査及び事務手続のため、提出期限を次のとおり設定する。

第 1 次締切 令和 8 年 9 月 30 日（水）正午

第 2 次締切 令和 8 年 11 月 30 日（月）正午

※提案の受付は募集期間を通じて行うものとし、第 1 次締切及び第 2 次締切の別による取扱いに差異はありません。

#### 5. 提出方法

以下の受付フォームから必要事項を入力し、受付完了後に送信される電子メールに記載された案内に従って、提出すること。

受付フォーム [【https://forms.cloud.microsoft/r/kvaX8YQWyC】](https://forms.cloud.microsoft/r/kvaX8YQWyC)

#### 6. 提出書類

##### （1）提案様式

指定様式（別紙 - 1）に必要事項を記載すること。

##### （2）補足資料

提案内容に関する補足資料を任意様式にて提出することができる。ただし、A4 用紙（横型・スライドサイズ 4:3）4 枚までとし、Microsoft PowerPoint 形式とする。なお、提案は、活用が想定される対象施設等や効果等を、可能な限り具体的に記載すること。

## 7. 提案後の流れ

提案後の主な流れは、次のとおりとする。

- (1) 内閣府民間資金等活用事業推進室（以下「PPP／PFI 推進室」という。）において、提出内容の審査を行う。なお、必要に応じて、提案者に対し内容の確認や説明を求めることがある。
- (2) 前項の審査において、第8項に定める審査基準に基づき有用と認められた提案については、提案者に対してタスクフォースでの説明（原則としてオンライン形式によるプレゼンテーションとし、非公開とする）を求めることがある。
- (3) タスクフォースにおいて提案内容の検討を行い、有用と認められた提案については、提案の内容に応じて次のとおりとする。
  - ① 民間事業者の有する公共サービスに関するアイデア、技術、サービス等の提案の場合  
関係府省を通じて、国の関係機関及び地方公共団体に関心の有無を確認し、関心を示した機関がある場合には、提案者に対して紹介を行う。  
その後、提案者においては、紹介された関係機関と連携し、協議を通じて、6条提案等の活用による事業化に向けた検討に努めるものとする。
  - ② PPP／PFI の推進に資する制度改善に関する提案の場合  
関係府省と協議・調整し、タスクフォースを活用しつつ、制度改善の要否について検討を行う。
- (4) PPP／PFI 推進室による審査及びタスクフォースにおける検討の結果については、提案者が特定されない形で、提案の名称や概要等の限定的な情報によりホームページにおいて公表する場合がある。
- (5) PPP／PFI 推進室による審査及びタスクフォースにおける検討の結果については、提案者に対して通知するものとする。

## 8. 審査基準

提案の審査及び評価に当たっては、主に以下の観点に基づき総合的に判断する。

- (1) 共通事項
  - ・ PPP／PFI の推進に資する内容であるか
  - ・ PPP／PFI 事業における公共サービスの維持、向上又は効率化に資するものであるか
  - ・ 実現可能性があり、具体的な案件形成や施策への反映が見込まれるか
- (2) 個別事項
  - ① 民間事業者の有する公共サービスに関するアイデア、技術、サービス等の提案
    - ・ 提案内容が具体的であり、導入効果が見込まれるものか
  - ② PPP／PFI の推進に資する制度改善に関する提案
    - ・ 制度上の課題を踏まえた具体的かつ実効性のある改善提案か

## 9. 提案の取扱い

- (1) 提案及び提出後の説明又は協議にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、本制度の運用に必要な範囲で提出資料が利用されることについて、あらかじめ同意するものとする。
- (3) 提出資料は、PPP／PFI 推進室及び関係するタスクフォース構成員に共有するほか、タスクフォースにおける検討結果に応じて、必要な範囲で、国の関係機関及び地方公共団体に提供する場合がある。
- (4) 提出された提案が必ず採用されるものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提案を無効とする。
- (6) 提出された提案に係る著作権その他の知的財産権は提案者に帰属する。ただし、PPP／PFI 推進室は、本制度の運用に必要な範囲において、無償でその内容を利用できるものとする。
- (7) 提出資料に機密情報が含まれる場合は、その旨を明示すること。

## 10. 問合せ先

事務局：内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP／PFI 推進室）

担 当：大内、今井、豊田

電 話：03-6257-1654

問合せ受付時間：平日 10：00～17：00